

## 出席停止について

以下の病気は学校保健安全法において蔓延防止と予防のために出席停止扱いになります。

出席停止期間は欠席扱いになりません。医師から感染のおそれがなく、「登校に差し支えない」との診察をいただくまで、登校を見合わせてください。

医師の指示に従い、下記の「登校届」に保護者の方が必要事項を記入して学校へ提出してください。（医師の証明・診断書等は必要ありません。）

| 病名               | 出席停止期間  |
|------------------|---|
| インフルエンザ          | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで                 |
| 新型コロナウイルス感染症     | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで              |
| 百日咳              | 特有の咳症状が消失するまで<br>又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻疹               | 解熱した後3日を経過するまで                                |
| 流行性耳下腺炎          | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで   |
| 風しん              | 発疹が消失するまで                                     |
| 水痘               | すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで                       |
| 咽頭結膜熱            | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                           |
| 結核               | 学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで                  |
| 感染性胃腸炎（ノロウイルスなど） | 嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事が取れるまで                    |
| 溶連菌感染症           | 抗菌薬内服後24～48時間経過するまで                           |
| マイコプラズマ肺炎        | 発熱や激しい咳が治まるまで                                 |

## 登校届

共立女子第二中学校高等学校長殿

|        |               |
|--------|---------------|
| 病名     |               |
| 出席停止期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 医療機関   |               |

上記のとおり報告します。

年 月 日

中・高 年 組 番 氏名

保護者氏名